

FMCだより

8月、夏本番ですね。節電を意識した夏が続いていますが、貴社ではどんな節電に取り組んでいらっしゃいますか？

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



税理士法人 F M C

栃木県栃木市平柳町3丁目28番4号
TEL : 0282-27-8833 / FAX : 0282-27-8830



何番が割り当てられる？ マイナンバー法が成立

登場人物

M社
経理部M社の
顧問税理士

お好き？



「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」が5月に成立しました。以下、確認してみましょう。

マイナンバー法とは

この法律は“マイナンバー法”とも呼ばれ、正確な所得を把握することで適正な納税を確保するとともに、必要な社会保障を効率的に給付することを目的として制定されたものです。そして、マイナンバー法のもう一つの目的として、この番号を利用したインターネット上での行政手続きを可能とする、ことがあります。

生涯に1つの番号

マイナンバー法による番号は、法人、個人それぞれ1つずつ割り当てられます。たとえば個人であれば、原則、生涯にわたって1つの番号で管理されることとなります。改姓や転居があっても番号は変わらず、生まれてから死ぬまでの情報がこの番号で管理されることが想定されています。

いい面も悪い面も

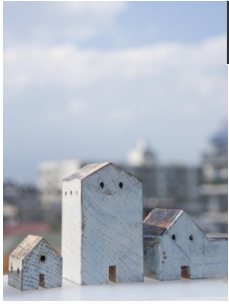
子ども手当の申請など、所得の状況を報告しなければならない申請事項について、マイナンバー法により、番号1つで簡単に所得の照合をすることが可能となります。申請者側が資料を準備しなければならない煩わしさや申請のし忘れによる不受給などがなくなる反面、国や自治体が番号一つで情報を名寄せ、突合、管理することができるということも意味します。

現状でも、税の世界においては“支払調書”と呼ばれる書類による資料の突合などが行われ、申告漏れの把握管理がなされていますが、この法律が利用開始されると、突合が容易に、そしてより詳細に申告漏れが把握できることとなります。

情報漏えいに注意

特定の個人情報インターネット上の専用ウェブサイトで利用できること等による、情報の漏えいに注意しなければなりません。事実、番号制が導入されているアメリカなどでは番号制の利用目的を拡大した結果、個人情報の漏えい事件が多発し、社会問題にまで発展したようです。先進諸国に比べて番号制導入が遅れている日本だからこそ、他国の状況を分析し、他国と同じ失敗を生まない仕組みを構築することが求められるでしょう。一方で、利用する個人にもこれまで以上のセキュリティの知識と予防策が求められてきます。

マイナンバー法による法人や個人に割り当てられた番号は平成27年10月ごろに通知され、平成28年1月から利用開始される予定です。利用開始はまだ先ですが、今後も動向を注視しましょう。



老人ホーム入所と 小規模宅地等の特例

平成25年度税制改正により、平成27年1月1日以後の相続から相続税の課税対象者が増えると予想されています。これは、相続税が課税されない範囲（基礎控除額）の引下げが予定されているからです。このような中、同じく平成25年度税制改正で相続税が最大8割課されない、“小規模宅地等の特例”が一部緩和されました。今回は緩和された項目のうち、老人ホーム入所に関する内容について、お届けします。

小規模宅地等の特例とは

亡くなった方（被相続人）の相続開始直前において、その被相続人が事業用あるいは居住用として利用していた宅地等を相続により取得した場合には、その宅地等の評価額を最大8割減額してくれる特例があります。これを「小規模宅地等の特例」といいます。被相続人がどのように利用していたかによって、減額できる面積や割合は異なりますが、特に宅地の単価が高い都市圏ではこの特例が使えるかどうかによって、相続税の計算に大きく影響を及ぼします。

緩和された老人ホームへの入所による適用

離れて暮らす家族で支えられず、介護が必要になった高齢者は自宅を離れ、老人ホームへ入所する場合があります。このような場合、現状では自宅に係る敷地について、小規模宅地等の特例の要件である「被相続人がその相続開始直前において居住用として利用していた」に該当するかどうか、国税庁では次のように述べています。

次に掲げる状況が客観的に認められるときは、被相続人が居住していた建物の敷地は、相続開始の直前においてもなお被相続人の居住の用に供されていた宅地等に該当するものとして差し支えないと考えられます。

- (1) 被相続人の身体又は精神上の理由により介護を受ける必要があるため、老人ホームへ入所することとなったものと認められること。
- (2) 被相続人がいつでも生活できるようその建物の維持管理が行われていたこと。
- (3) 入所後あらたにその建物を他の者の居住の用その他の用に供していた事実がないこと。
- (4) その老人ホームは、被相続人が入所するために被相続人又はその親族によって所有権が取得され、あるいは終身利用権が取得されたものでないこと。

(注)

- 1 上記(1)について、特別養護老人ホームの入所者については、その施設の性格を踏まえれば、介護を受ける必要がある者に当たるものとして差し支えないものと考えられます。
なお、その他の老人ホームの入所者については、入所時の状況に基づき判断します。
- 2 上記(2)の「被相続人がいつでも生活できるよう建物の維持管理が行われている」とは、その建物の被相続人の起居に通常必要な動産等が保管されるとともに、その建物及び敷地が起居可能なように維持管理されていることをいいます。

国税庁HP「老人ホームへの入所により空家となった建物の敷地についての小規模宅地等の特例」より一部改変

今回の改正で緩和されたのは、上記(4)の部分です。所有権や終身利用権を取得して老人ホームへ入所した場合であっても、その他の条件が認められるときには、「被相続人がその相続開始直前において居住用として利用していた」に該当することになりました。また、上記(1)の“被相続人の身体又は精神上の理由による介護を受ける必要があるため”は“要介護の認定又は要支援の認定を受けていた被相続人”に、上記(注)1にある老人ホームの定義として、特別養護老人ホームや有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが該当することが、それぞれ施行令に規定されました。

この改正は、基礎控除額の引下げより1年早い、平成26年1月1日以後の相続から適用が開始されます。

労務情報



育児休業から復帰した後に利用できる各種育児支援制度

厚生労働省が実施した「平成23年度雇用均等基本調査（確報）」によると、女性の育児休業取得者割合は前年度の結果から3.5ポイント上昇し、87.8%となりました。このように育児休業の取得者が増えるにつれ、当然ながら育児休業取得後の職場復帰者も増え、育児と仕事の両立が問題となります。そこで今回は、育児休業終了後から小学校就学の始期に達するまでに利用できる育児・介護休業法の育児支援制度について確認しておきましょう。

1.子が3歳に達するまで利用できる制度

①短時間勤務制度（所定労働時間の短縮措置）

3歳未満の子を養育する従業員が希望した場合に、利用できる短時間勤務制度を設けなければなりません。この短時間勤務とは、1日の所定労働時間を短くするものであり、原則として6時間とする措置を含むものでなければなりませんとされています。

②所定外労働の制限

3歳未満の子を養育する従業員から申し出があった場合には、その従業員を、所定労働時間を超えて労働させることはできません。

2.子が小学校就学始期に達するまで利用できる制度

①子の看護休暇

小学校就学前の子を養育する従業員から申し出があった場合には、病気やけがをした子の看護を行うためや、子に予防接種または健康診断を受けさせるための休暇を取得させなければなりません。日数については小学校就学前の子が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年に10日までとなっています。なお、休暇取得時の賃金については有給・無給を問いません。このため、就業規則等へ取扱いを規定することが望まれます。

②時間外労働・深夜業の制限

小学校就学前の子を養育する従業員から申し出があった場合には、その従業員について1ヶ月24時間、1年150時間を超えて時間外労働させることができません。また、深夜労働（午後10時から午前5時まで）についても同様の制度が設けられています。

これらの制度は、勤続年数や週の所定労働日数等の定められた要件を満たした従業員が対象になります。また、上記1の制度について、子が3歳に達した以降から小学校就学前までの間は努力義務となっています（下表参照）。

出生	3歳	小学校就学
短時間勤務	努力義務	
所定外労働の制限	努力義務	
子の看護		
時間外労働・深夜業の制限		

育児により従業員が抱える負担は決して小さくないため、これらの制度利用の希望や申し出があった際には、業務量の調整を行うなど、制度の利用ができるような仕組みも作っていく必要があるでしょう。



企業のOFF-JT実施状況

企業の成長・発展のためには従業員の能力向上が欠かせません。そのために企業では、従業員向けのさまざまな教育訓練を実施していることでしょう。ここでは平成25年3月に発表された厚生労働省の能力開発基本調査（※）から、従業員規模別の企業のOFF-JTの実施状況を紹介します。

規模が大きくなると実施割合も高まる傾向に

上記の調査から、従業員規模別に調査対象企業のOFF-JT（業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練）の実施状況をまとめると、以下のようになります。

従業員規模別 企業のOFF-JT実施割合

（単位：％）

	正社員			正社員以外		
	21年度	22年度	23年度	21年度	22年度	23年度
30～49人	46.8	51.6	48.7	20.4	21.7	19.5
50～99人	62.3	64.9	63.0	27.5	24.4	27.9
100～299人	72.1	77.3	71.4	31.6	30.5	31.2
300～999人	76.4	83.4	84.9	32.1	35.8	39.7
1000人以上	85.0	83.8	83.3	46.3	48.1	50.4

厚生労働省「平成24年度 能力開発基本調査結果の概要」などより作成

23年度の正社員へのOFF-JTの実施状況をみると、50～99人規模以上では、60%以上の企業が実施しています。30～49人規模でも48.7%と50%近い数字になりました。また、300人を超える規模では80%を超えており、従業員規模が大きくなると、正社員へのOFF-JTを実施する企業の割合が高くなるようです。

一方、正社員以外へのOFF-JTの実施状況をみると、正社員の場合と同様に、従業員規模が大きくなるにつれて、実施割合が高くなっています。とはいえ、1000人以上の規模でようやく50%を超える程度で、それ以下の規模では40%にも満たない状況です。

調査年により数値の増減はありますが、正社員、正社員以外とも、従業員規模が大きい方がOFF-JTの実施割合が高くなる傾向に変わりはないようです。

必要な教育訓練にはできるだけ参加できる体制を

日常の業務に就きながら行われる教育訓練であるOJTとは異なり、通常の業務を離れて行うOFF-JTは実施しにくいという企業もあるでしょう。また、外部講師を招いたり外部研修に参加させたりする費用の問題もあるため、すべての企業でOFF-JTを実施できるわけではありません。しかし、企業の成長発展には、従業員の能力向上が必要なのはいうまでもありません。企業にとって必要と思われる教育訓練などは、できる限り行っていけるようにしたいものです。

（※）厚生労働省「能力開発基本調査」

日本国全域において、日本標準産業分類による15大産業に属する、30人以上の常用労働者を雇用する企業のうちから、一定の方法により抽出した企業を対象に、9月から10月にかけて実施される調査です。詳細は次の厚生労働省のサイトで確認できます。<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/104-1.html>



webページの表示がおかしいときの対処方法

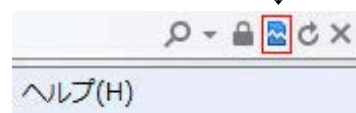
昨年、Microsoftの最新OS「windows 8」が正式にリリースされました。それに伴いInternet Explorer（以下、IE）の最新版「IE10」を利用するユーザが、徐々に増えてきています。ただし最新のブラウザを利用すると、以前は正常に表示できたり、操作ができたホームページやwebシステムに異常が発生したりすることがあります。最新のブラウザは、以前のバージョンから仕様変更をすることがあり、これまで問題なく表示できていたwebのコンテンツに異常が生じてしまうことがあるのです。

ここではIE限定ではありますが、webコンテンツ表示に異常が生じたときに、ぜひお試しください。2点、以下にご紹介します。

1. 互換モードで表示してみよう

ブラウザの仕様変更が問題となる時、以前のバージョンで表示すると問題が改善できる場合があります。ブラウザのアドレスバー右にある、破れた紙のようなアイコン（右図参照）をクリックしてください。するとアイコンが青色に変化し、互換モード（旧バージョンでの表示モード）に切り替わります。

破れた紙のようなアイコン



もしこのアイコンが見当たらない場合は、「Altキー」を押下してメニューを表示させ、「ツール」-「互換表示機能」を選択することで互換モードに切り替わります。

2. キャッシュを削除してみよう

上記1.の対応で改善しない場合、異常な情報が残っている場合があります。ブラウザは高速化を図るため、一度表示した内容をPCの記憶領域にキャッシュ（インターネット一時ファイル）として残す仕様になっており、次回以降はその情報からページを表示します。よって、キャッシュに異常な情報が残っている場合、キャッシュの削除を行うと正常に戻ることがあります。

削除方法は、以下の通りです。

方法1

異常が生じたページを表示した状態で「Ctrl」キー+「F5」キーを押下する。

方法2

IEのメニュー（表示されていない場合は「Alt」キーを押下）から[ツール]-[インターネットオプション]-「全般」タブから「削除」ボタンを押下し、「インターネット一時ファイル」にチェックを入れ「削除」ボタンを押下。

※削除後は念のため、一旦ブラウザをすべて閉じて、再びブラウザを開きましょう。

webの技術の進化に伴い、年々ブラウザもバージョンアップをしていきます。その際には、上記2点の対応法があることを覚えておくと、今後役に立つことがあると思います。

8月は、夏季休暇を実施する企業が多いため、休暇スケジュールの確認をし、発注や納期ミスなどがないようにしましょう。

2013年8月

お仕事備忘録

- 1. 個人事業者の税金の納付
- 2. 随時決定の反映(4月昇給の場合)
- 3. 賞与所得税の納付
- 4. 夏季休暇にまつわる諸業務
- 5. 中元、暑中見舞い状の礼状送付

1. 個人事業者の税金の納付

8月は、個人事業者の前年所得に係る税金の納付時期です。
納税に該当する方は資金繰り等を考慮して、納付漏れがないように気をつけましょう。
また、口座引落しの手続きをされている方は、必ず引落日を確認し、引落日に引落せるように資金繰りの調整をしましょう。

- 例
- ・個人事業税（第1期分）
 - ・個人都道府県民税・市町村民税（第2期分）

2. 随時決定の反映（4月昇給の場合）

随時決定により、7月から新たに改定された社会保険料を翌月控除する場合、8月給与から控除することになります。

3. 賞与所得税の納付

7月に賞与を支給した事業所は、今月の源泉徴収所得税の納付の際に忘れないように納付しましょう。

4. 夏季休暇にまつわる諸業務

今回は、夏季休暇を実施した後の諸業務の再確認をしましょう。

◆配達物の扱い

休暇中の郵便物の配達を休止している企業は、一斉に受取る書類が多いので、なくさないように速やかに関係部署あるいは該当者へ配布しましょう。

◆社員の勤怠管理

休暇中に事故などで怪我をしていないか、出勤しているかの確認をしましょう。

また、企業によっては来月から衣替えの時期になります。

事務服や作業服などを配布している企業は、在庫の確認をし、一斉に渡せるように事前準備が必要です。

5. 中元、暑中見舞い状の礼状送付

【お礼状の注意事項】

- ・なるべく早く送ること
- ・葉書でも充分
- ・お礼状は、“出す”ことが肝心
- ・「ついでにお礼・・・」は厳禁

お礼状の書式例

〇〇株式会社
〇〇〇様

〇年〇月〇日

〇〇株式会社
〇〇〇〇

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さてこの度は、結構なお品をご恵贈いただきありがとうございます。書面をもちまして御礼申し上げます。

暑さ厳しき折から、お身体ご自愛下さい。

敬具



2013.8

夏季休暇がある場合には、夏季休暇分の仕事の段取りを整え、取引先への配達、支払や回収などが滞らないように注意しましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	木	赤口	
2	金	先勝	
3	土	友引	
4	日	先負	
5	月	仏滅	
6	火	大安	
7	水	先勝	立秋
8	木	友引	
9	金	先負	
10	土	仏滅	
11	日	大安	
12	月	赤口	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付(7月分) ●一括有期事業開始届(建設業)届出
13	火	先勝	
14	水	友引	
15	木	先負	
16	金	仏滅	
17	土	大安	
18	日	赤口	
19	月	先勝	
20	火	友引	
21	水	先負	
22	木	仏滅	
23	金	大安	処暑
24	土	赤口	
25	日	先勝	
26	月	友引	
27	火	先負	
28	水	仏滅	
29	木	大安	
30	金	赤口	
31	土	先勝	●健康保険・厚生年金保険料の支払(7月分) ※9月2日まで ●個人の県民税・市町村民税の納付(第2期分) ※市町村の条例で定める日まで ●個人の事業税納付(第1期分) ※各都道府県の条例で定める日まで